

世田谷区の子どもの貧困対策について

1 主旨

子どもの貧困対策について、この間の区の動き等について報告する。

2 国の動き

国では、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成 26 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。

また、厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、平成 24 年時点で約 6 人に 1 人の子どもが相対的貧困の状態にあり、子どもがいる現役世帯のうち大人が 1 人の世帯の約半数が相対的貧困の状態にあると指摘されている。

3 東京都の動き

東京都では、平成 28 年 5 月～ 8 月に都内一部自治体（墨田区、豊島区、調布市、日野市等）にて「子供の生活実態調査」を実施し、平成 29 年 2 月に調査結果の概要（中間まとめ）を公表した。調査では、経済的な状況に加え、食料や衣類が買えなかった経験や公共料金の納付状況などから「生活困難層」を定義し、「生活困難層」に該当する家庭が 2 割を超えていた。

4 区の動き

区では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「子ども計画（第 2 期）」を踏まえ、平成 27 年 11 月に、貧困の未然防止、連鎖の防止の観点から、区の子どもの状況に則した子どもの貧困対策の展開を図るため、支援につながる、学びや居場所の支援、生活の支援、仕事の支援、住まいの支援を 5 つの柱とする大枠の方向性を定めた。

平成 28 年度から大枠の方向性に基づき、各支援策の充実及び強化を、対象者・利用者の視点から以下のとおり整理して、重点的に取り組むとともに、平成 28 年 5 月には「子どもの貧困対策推進連絡会」を設置し、庁内横断的に子どもの貧困対策を推進している。

また、国が展開する「子供の未来応援プロジェクト」のホームページ上で、各自治体の支援情報を検索することができ、世田谷区は 41 事業（平成 29 年 5 月現在）を登録している（別紙 1 のとおり）。

《重点取り組み》

（1）支援につながる仕組みづくり【平成 29 年度新規】

「気づきのシート」を作成し、学校や幼稚園、保育園、児童館など子どもに身近な関係機関に配付し、子どもの貧困の兆候への気づきを促し、必要な支援につなげていく。

(2) 児童養護施設退所者等への支援

住まいの支援

住まいの困窮度の高い退所者等に対し、高齢者向け借り上げ区営住宅に併設される旧生活協力員居室を月1万円の住居費負担金で提供する。

(平成28年度 3住戸 平成29年度 5住戸)

居場所・地域交流支援

地域の中で身近に相談できる仲間や大人等との関係を築き、交流を継続していけるよう居場所を提供する。必要に応じて児童養護施設等と情報共有を図りながら、個々人の事情に寄り添った支援を、相談支援機関等と連携して実施する。

給付型奨学金事業

退所者等が学業と生活を両立しながら社会的自立を図っていく過程を支援することを目的として、大学等に進学・通学する資金の一部を、年額36万円を上限に給付する。

(3) 子どもの学びや居場所への支援

居場所づくり

生活困窮世帯等の子どもの支援事業等生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもの対象に、ボランティア等との世代間交流を通じた社会性の育成支援、学習習慣の定着等を目的とした自主学習支援、食育等を通じた日常生活習慣の形成支援を行う。世田谷区社会福祉協議会への委託により実施する。

学習支援事業

ひとり親家庭の学習支援事業「かるがもスタディールーム」について、生活困窮家庭等の子どもを含め区内5か所で実施する。

ひとり親家庭の子どもの学び直しの支援

ひとり親家庭の親と子の学び直しとして、中学校卒または高校中退者に対する高等学校卒業程度資格付与のための支援を実施する。

生活保護受給世帯への学習塾等の費用の支援

支給対象について小学校4年生から中学校3年生までを高校生へ拡充する。また、大学等受験料を新たな支給項目として拡充する。

(4) 親への支援を通じた子どもへの支援

養育費に関する相談会

養育費の取り決めが適切になされるよう、相談会等を実施する。

私立幼稚園保護者負担軽減補助

生活保護世帯及び非課税世帯の園児の保護者に対し、入園料・保育料以外のその他の納付金に対する補助を行う。

(5) 母子生活支援施設入所者への支援

学習支援の実施

母子の自立を促進するため、施設内の子どもの学習支援を実施する。

自立に向けた就労支援のための預かり保育の実施

自立に向けた就労を支援するため、施設内の預かり保育を実施する。

参考

子ども食堂に対する支援

世田谷区社会福祉協議会は、区内の子ども食堂を実施する個人や団体に対し、経費助成（食材費の一部を助成）や活動場所の提供、新規立ち上げ時のコーディネート等の支援を行っている。

区内の子ども食堂の数 15ヶ所【平成29年3月末時点】

- ・ 4月より世田谷区清掃・リサイクル部と覚書を締結し、「せたがやフードドライブ事業」を開始。集まった食料品類は、社会福祉協議会へ寄贈され、区内で活動している子ども食堂へ渡している。
- ・ 5月より子ども食堂の参加者・スタッフに対する「活動保険」を開始（経費は、社会福祉協議会が負担）

5 今後の動きについて

平成30年度からの次期新実施計画の検討において、子どもの貧困についても強化すべき視点に加え、総合的な対策を講じる。

また、平成32年度からの後期子ども計画(第2期)の策定に向けたニーズ調査とあわせ、平成30年度に区における子どもの生活実態調査を行う予定である。

「子供の未来応援プロジェクト」ホームページ掲載事業一覧(世田谷区)

(平成29年5月現在)

番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
1	被保護者自立促進事業(学習環境整備支援費)	学習塾などへの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講料等を支給します(被保護世帯の小学校4年生～中学校3年生が対象)。	各総合支所生活支援課	1
2	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業(生活困窮の子ども支援事業)	小学生から高校生までを対象に、ボランティア等との世代間交流を通じた社会性育成支援、学習習慣の定着等を目的とした自主学習支援、食育等を通じた日常生活習慣の形成支援を行なっています。詳しくはお問い合わせください。	世田谷区自立相談支援機関「ぷらっとホーム世田谷」	5431-5355
3	受験生チャレンジ支援貸付事業	中学3年生、高校3年生とそれに準ずる方を養育されている方に対して、学習塾などの受講料や高校、大学等の受験料を無利子で貸付します。さらに、高校、大学等に入学した場合、返済が免除されます。貸付要件がありますので、必ず事前にご相談ください。	世田谷区自立相談支援機関「ぷらっとホーム世田谷」	5431-5355
4	生活保護制度に係る高校生等にアルバイト収入等がある場合の取扱	高校生等のアルバイト収入のうち、私立高校授業料の不足分、修学旅行費、学習塾等に充てられる費用については、就学のための必要な費用として必要最小限度を認定除外します。	各総合支所生活支援課	1
5	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業	大学生や社会人のボランティアが月2回無料で学習会を行います。宿題や授業内容の確認など、一人ひとりの進度にあわせて丁寧に対応します。定期的に通っていただくことで、家庭での学習の定着を目指します。	各総合支所生活支援課子ども家庭支援センター	2
6	義務教育段階の就学援助	区内在住で国公立小・中学校に在籍している子どもがいる家庭のうち、生活保護を受けている、または経済的に就学が困難な家庭(所得制限あり)に対し、小・中学校での就学に必要な学用品費、給食費、修学旅行費等を援助します。また、申請時期に応じて支給対象期間が異なります。	教育委員会事務局学務課	5432-1111 内線:2686
7	特別支援教育就学奨励費負担等	世田谷区在住で区市町村立小学校・中学校の特別支援学級固定級又は区市町村立小・中学校に在籍する障害(特別支援学校が対象とする障害の程度に該当すること)のある児童・生徒の保護者に、就学に必要な経費の一部を支給します(所得審査あり。固定級在籍者以外の児童・生徒には障害の程度について審査あり)。また、公共交通機関を利用して世田谷区内の特別支援学級(特別支援教室含む)に通学している場合、障害を理由に学区域外の世田谷区内の通常学級に通学している場合には、通学費の実費相当額を支給します。	教育委員会事務局学務課	5432-1111 内線:2686

番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
8	コミュニティ・スクール	地域運営学校に設置する合議体の学校運営委員会を通じて、保護者や地域の方々の代表等が、校長が作成した学校運営に関する基本方針の承認等、一定の権限と責任をもって学校運営に参画しています。区立小・中学校では、保護者や地域の皆さんの意見や要望などが迅速かつ的確に学校運営に反映されるとともに、学校の運営方針、教育活動への保護者、地域の方々の理解が深まるなどの成果が見られています。	教育委員会事務局 生涯学習・地域学校連携課	5432-2723
9	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園に通園する際、支払った保育料に対する補助金です。	子ども・若者部 子ども育成推進課	5432-2066
10	母子父子寡婦福祉資金貸付金	20歳未満の子どもがいるひとり親家庭を対象に、経済的に自立するための就学、就職、転宅、療養、事業開始等の資金を貸付します。(貸付には要件がありますので、詳細はお問い合わせ下さい)	各総合支所生活支援課 子ども家庭支援センター	2 ただし、砧総合支所は 3482-1344
11	ひとり親家庭等生活向上事業(学習支援ボランティア事業)	ひとり親家庭のお子さんを対象に、社会人や大学生のボランティアが無料で学習会を行います。宿題や授業内容の確認など、一人ひとりの進度にあわせて丁寧に対応します。定期的に通っていただくことで、家庭での学習習慣の定着を目指します。	子ども・若者部 子ども家庭課 子育て支援担当	5432-2569
12	新BOP	区立小学校を活用し、安全・安心な遊び場を確保し、遊びを通して社会性、創造性を培い、児童健全育成を図るBOP事業に、学童クラブ事業を統合し、一体的に運営する事業	教育委員会事務局 生涯学習・地域学校連携課 子ども・若者部児童課(学童クラブに関すること)	5432-2739 5432-2308
13	生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給	被保護世帯の自立を支援するため、高等学校等の就学の際に必要な学用品費、交通費、入学料等の費用について支給します。	各総合支所生活支援課	1
14	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親または子ども(39歳未満に限る)の学び直しを支援することで、より良い条件での進学や就職、転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施します。本事業では、ひとり親家庭の親または子ども(39歳未満に限る)が高卒認定試験合格のための講座(通信制講座を含む)を受け、これを修了した時及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	各総合支所生活支援課 子ども家庭支援センター	2 ただし、砧総合支所は 3482-1344

番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
15	児童生徒に対する援護	被保護世帯の児童・生徒に学童服・運動衣の購入費用を支給します。被保護世帯の児童・生徒に夏季休暇中の各種野外活動等の参加費用を支給します。被保護世帯の小学校6年生または中学校3年生に修学旅行参加に要する支度金を支給します。被保護世帯の児童で中学校を卒業し就職する者に就職支度金を支給します。	各総合支所生活支援課	1
16	生活困窮者住居確保給付金	離職後2年以内の65歳未満の方で、住まい(賃貸)を喪失するか、喪失のおそれのある方に、「就労支援」とともに、3ヶ月間の家賃助成を行います。支給要件がありますので、必ず事前にご相談ください。	世田谷区自立相談支援機関「ぶらっとホーム世田谷」	5431-5355
17	ひとり親家庭等日常生活支援事業	小学3年生以下の子どもがいるひとり親家庭で、家事や育児など日常生活において援助が必要なご家庭に、一定期間、育児などのお手伝いするホームヘルパーを派遣する事業です。所得に応じて利用制限及び自己負担があります。	各総合支所生活支援課子ども家庭支援センター	2
18	利用者支援事業・特定型	子ども・子育ての相談支援の充実を図るため、5つの総合支所の子ども家庭支援センターに「子育て応援相談員」を配置し、子育て支援に関する情報提供、相談・助言やサービス利用の支援などを行っています。	子ども・若者部 子ども家庭課	5432-2255
19	児童短期保護事業	保護者の病気や出産などにより、一時的に子育てが困難となった場合、区内の施設でお子様を短期間お預かりします。 施設:福音寮 対象児童:区内に在住する1歳以上12歳以下の児童 お預かりする要件:保護者の方が次の要件に該当し、かつ、他に預け先がない方 ・疾病または出産等で入院 ・家族の介護、看護 ・事故または罹災 など 利用日数:原則として1回の利用につき7日以内(1日あたりの定員があります) 利用料金:1日3,000円(所得により減額措置があります。)	子ども・若者部 子ども家庭課 (受付は、各総合支所生活支援課子ども家庭支援センター)	5432-2255 (受付は 2)

番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
20	乳児短期保護事業	<p>保護者の病気や出産、育児疲れなどにより、一時的に子育てが困難となった場合、施設でお子様を短期間お預かりします。</p> <p>施設：日本赤十字社医療センター附属乳児院 対象：区内に在住する0歳の乳児 お預かりする要件：保護者の方が次の要件に該当し、かつ、他に預け先がない方 ・疾病または出産等で入院、育児疲れ、体調不良などで育児が困難、家族の介護、看護、事故または罹災 など 利用日数：1回の利用につき7日以内(定員2名) 利用料金：1日3000円(1泊2日6000円) 生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料</p>	<p>子ども・若者部 子ども家庭課 (受付は、各総合支所生活支援課子ども家庭支援センター)</p>	<p>5432-2255 (受付は 2)</p>
21	トワイライトステイ事業	<p>保護者が仕事により、帰宅時間が夜間にわたる場合などに、区内の施設でお子様をお預かりします。</p> <p>施設：福音寮 対象：区内に在住する小学生児童 要件：保護者の方が、次のいずれかに該当し、かつ、他に預け先がない方 ・仕事等の事情により、帰宅が夜間にわたる場合や休日不在となる場合 その他は要問合せ 預かり時間：平日17時～22時、休日・祝日8時30分～17時または17時～22時 利用日数・定員：年度を通して30日以内(1日あたり3名) 利用料金：1回1600円(所得により減額措置あり)</p>	<p>子ども・若者部 子ども家庭課 (受付は、各総合支所生活支援課子ども家庭支援センター)</p>	<p>5432-2255 (受付は 2)</p>
22	世田谷区児童養護施設退所者等支援事業	<p>児童養護施設等退所者を支援する「児童養護施設退所者等支援事業」を実施しています。</p> <p>住まいの困窮度の高い退所者等に高齢者向け借り上げ区営住宅内の空室を月1万円の住居負担金で提供する「住宅支援」 地域の中で身近に相談できる仲間や、大人たち等との関係を築き、交流できる居場所を提供する「居場所支援・地域交流支援」 大学等の進学にあたり、学費の一部を年額36万円を上限に給付する「給付型奨学金事業」 そして「世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金」を創設し、広く区民に寄附を募って社会全体で支える仕組みにしています。</p>	<p>子ども・若者部 若者支援担当課</p>	<p>5432-2585</p>
23	待機児童解消加速化プラン	<p>認可保育所や家庭的保育事業等の整備、一時保育の受入、病児・病後児保育施設の充実等に取り組む。</p>	<p>子ども・若者部 保育計画・整備支援担当課</p>	<p>5432-2527</p>
24	乳児期家庭訪問事業	<p>生後4か月までのすべての乳児のいる家庭を保健師又は乳児期家庭訪問指導員(助産師等)が訪問し、育児、発達、栄養、疾病予防などの助言をしています。新生児訪問・未熟児訪問も併せて行っています。</p>	<p>各総合支所健康づくり課</p>	<p>3</p>

番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
25	養育支援訪問 (保健師訪問)	養育支援が特に必要と判断した家庭に対して保健師が訪問し、養育に関する相談助言等を行うことで適切な養育が行われるように支援しています。	各総合支所健康づくり課	3
26	生活困窮者就労準備支援事業	自立相談支援機関にて実施するグループを対象とした就労支援です。キャリアカウンセリングや履歴書の作成支援、面接を受ける際の実践的な指導、パソコンのスキルアップ支援等を行いません。	世田谷区自立相談支援機関「ぶらっとホーム世田谷」	5431-5355
27	生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	就労に係る相談、情報の提供、助言等の支援をハローワーク等との連携により、就労支援員が行います。	各総合支所生活支援課	1
28	生活保護制度に係る就労自立給付金	生活保護受給者が安定した職業に就いたことにより生活保護の廃止に至った際に、廃止直後の不安定な生活を支えるため、廃止前の就労収入認定額に応じて、単身世帯は10万円、複数世帯は15万円を上限に就労自立給付金を支給します。	各総合支所生活支援課	1
29	高等職業訓練促進給付金等給付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金が支給されます。また、修業修了後に修了支援給付金が支給されます。	各総合支所生活支援課子ども家庭支援センター	2 ただし、砧総合支所は 3482-1344
30	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の60%(1万2千1円以上で20万円を上限)が支給されます。 支給については、受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前にお住まいの地域を管轄する生活支援課子ども家庭支援センターにご相談下さい。	各総合支所生活支援課子ども家庭支援センター	2 ただし、砧総合支所は 3482-1344
31	スクールソーシャルワーカーの配置	世田谷区立小・中学校の児童・生徒、保護者、教員へ支援	教育政策部 教育相談・特別支援教育課	5432-2746
32	シングルマザーのほっとサロン (ひとり親家庭生活向上事業)	シングルマザーが、同じ立場の女性と分かち合いを行い、必要な情報を得ることができる地域の居場所を提供する。	生活文化部 人権・男女共同参画担当課	5432-1111 内線:2259
33	女性福祉資金	原則として配偶者がいない女性を対象に、経済的に自立するための事業、住宅、就職、就学、療養等の資金を貸付しています。貸付には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。	各総合支所生活支援課子ども家庭支援センター	2 ただし、砧総合支所は 3482-1344

番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
34	生活困窮者家計相談支援事業	家計状況の「見える化」を図り、課題を把握し、ご本人が自ら家計を管理できるようお手伝いをします。必要に応じて、資金貸付など他の制度もあわせて紹介や支援を行います。(貸付資金には要件があります。)	世田谷区自立相談支援機関「ぷらっとホーム世田谷」	5431-5355
35	生活困窮者自立相談支援事業	生活に困窮している方が抱えている課題を整理し、どのような支援が必要かをご本人と一緒に考え、具体的な支援プランを作成します。関係者や各関係機関と連携し、寄り添いながら支援を行います。	世田谷区自立相談支援機関「ぷらっとホーム世田谷」	5431-5355
36	児童扶養手当	下記(1)(2)を満たす場合 1.父又は母が、死亡・離婚・生死不明・1年以上遺棄か拘禁・保護命令書等の交付・婚姻によらない出生等でいないか、重度の障害を有する。 2.父、母または養育者が、18歳到達後最初の年度末(中度以上の障害がある場合20歳未満)までの児童を養育している。 ただし、下記の場合を除きます。 父又は母が重度の障害を有する場合以外で、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある。	各総合支所生活支援課	4
37	児童育成手当	・育成手当 父又は母が、死亡・離婚・生死不明・1年以上遺棄か拘禁・保護命令書等の交付・婚姻によらない出生等でいないか、重度の障害を有する場合で、父、母または養育者が、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している場合。 ・障害手当 心身に障害(身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2・3度程度、脳性麻痺(まひ)、進行性筋萎縮(いしゅく)症)のある20歳未満の児童を養育している場合。	各総合支所生活支援課	4
38	利用者支援事業(基本型)	子ども・子育てに関する相談 あなたの「困った」を「世田谷区地域子育て支援コーディネーター」が一緒に考え、お手伝いします。お気軽にご相談ください。	子ども・若者部 子ども家庭課	5432-2569
39	利用者支援事業(母子保健型)	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談の充実を図るため、5つの総合支所に助産師等の「母子保健コーディネーター」を配置し、妊娠期の面接相談や情報提供などを行っています。	世田谷保健所 健康推進課	5432-2446
40	スクールカウンセラーの配置	世田谷区立小・中学校へスクールカウンセラーを配置し、在籍する生徒、保護者、教員の支援業務を行う。	教育政策部 教育相談・特別支援教育課	5432-2746

番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
41	養育費相談会	これから離婚を考えている方や、離婚後、養育費の支払いを受けていない方、受けていても額が少ない、増額したい等、養育費に関するあらゆる悩みを抱えている方のための無料相談会です。	子ども・若者部 子ども家庭課 子育て支援担当	5432-2569

1	世田谷総合支所生活支援課	5432-2862
	北沢総合支所生活支援課	3323-9916
	玉川総合支所生活支援課	3802-1742
	砧総合支所生活支援課	3482-3269
	烏山総合支所生活支援課	3326-6100

2	世田谷総合支所生活支援課 子ども家庭支援センター	5432-2915
	北沢総合支所生活支援課 子ども家庭支援センター	3323-9906
	玉川総合支所生活支援課 子ども家庭支援センター	3702-1189
	砧総合支所生活支援課 子ども家庭支援センター	3482-5271
	烏山総合支所生活支援課 子ども家庭支援センター	3326-6155

3	世田谷総合支所健康づくり課	5432-2893
	北沢総合支所健康づくり課	3323-1731
	玉川総合支所健康づくり課	3702-1948
	砧総合支所健康づくり課	3483-3161
	烏山総合支所健康づくり課	3308-8228

4	世田谷総合支所生活支援課	5432-2311
	北沢総合支所生活支援課	3323-9910
	玉川総合支所生活支援課	3702-1792
	砧総合支所生活支援課	3482-1344
	烏山総合支所生活支援課	3326-6155